

トリチウム技術課題に関する調整業務 1 名の派遣契約

仕様書

令和 7 年 12 月

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

六ヶ所フュージョンエネルギー研究所

ブランケット研究開発部 トリチウム工学研究グループ

## 1. 件名

トリチウム技術課題に関する調整業務 1名の派遣契約

## 2. 目的

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「量研」という。）は、国際協力で進められる ITER 計画／BA 活動における我が国の国内機関／実施機関に指定されている。トリチウム工学研究グループ（以下「当グループ」という。）は国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が保有するトリチウムプロセス研究棟(TPL)を賃借し、ITER 協定の下、ITER の運転許可取得に向けて仏原子力規制当局へ結果報告を要するトリチウム除去設備の性能確認試験を責務として実施してきたほか、国際機関であるイーター機構と共同で ITER トリチウム除去設備の調達業務を担っている。また幅広いアプローチ（BA）活動では、BA 協定の下、Fusion for Energy と共同で核融合原型炉に必要な要素的トリチウムの技術開発を実施している。さらに、原型炉に向けた新たなトリチウム取扱い技術を検証する施設の建設設計画も進めることとなった。このように当グループの業務の円滑な実施には日本原子力研究開発機構、イーター機構、仏原子力規制当局、Fusion for Energy、規制庁等の関係者と、トリチウム技術課題に関し多くの協議や交渉が必要であり、業務を補完するための人材を補強する必要がある。

本仕様書は上記研究活動を支援するため、当グループが実施するトリチウム技術課題に関する協議、交渉に係る準備作業及びこれらに付随する調整業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

## 3. 業務内容

具体的な作業は以下のとおり。

### （1）トリチウム技術課題に関する交渉のための準備・調整業務

- ① 国際機関であるイーター機構との ITER トリチウム除去設備の共同調達に関する交渉の準備・調整業務
- ② ITER の運転許可取得に向けて仏原子力規制当局へ報告を要するトリチウム除去設備の性能確認試験に関わる交渉のための準備・調整業務及び実施支援業務
- ③ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が保有するトリチウムプロセス研究棟(TPL)の賃貸借に関する交渉のための準備・調整業務
- ④ BA 計画における Fusion for Energy と共同実施する核融合原型炉の開発に必要なトリチウムの技術課題の実施に関する交渉のための準備・調整業務及び試験実施支援業務
- ⑤ 原型炉基盤研究実施のためのトリチウム取扱い施設建設に関する交渉のための準備・調整業務
- ⑥ 上記以外で当グループが実施する核融合炉におけるトリチウムに関する技術的課題に関する準備・調整業務及び試験実施支援業務

## (2) 付隨的業務

上記(1)に関連する業務で、派遣労働者の業務場所において自他に関わりなく派遣労働者の業務とされているもの。

## 4. 必要な資格等

派遣労働者の要件については、以下に掲げるものを全て満たすこととする。

- ① 英語により研究や技術開発に関する協議・交渉を行った経験を有すること
- ② 試験機器、試験装置等の安全設計・安全評価及びそれらの機器を使用した研究開発を行った経験を有すること。
- ③ 放射性同位元素等の安全規制に関する知識を有していること
- ④ 上記業務に必要な各種アプリケーションソフト（ワード、エクセル、パワーポイント等）の操作が可能であること。
- ⑤ 上記業務に必要な専門文書やプログラムの作成、取扱い、管理が行えること。
- ⑥ 派遣労働者は放射線従事者中央登録センターが運営している被ばく線量登録管理制度に登録されて放射線管理手帳を所持しており、日本国内において放射性物質を扱った研究業務に1年以上従事した経験があること。
- ⑦ 放射性物質を使用した研究における安全確保のためには、周囲の作業者との十分なコミュニケーション及び日本語の法令・規則・要領等に対する十分な理解が必要不可欠であるため、日本国籍以外の者の派遣を想定する場合には、日本語によるコミュニケーション能力及び識字能力が社会通念上相当であると認められる水準の日本語能力（国際交流基金と日本国際教育支援協会が運営する日本語能力試験における日本語能力N1レベル相当）を有すること。
- ⑧ フランス原子力規制上の基本原子力施設(INB)であるITERにおいてトリチウム除去設備は安全上重要機器であり、共同調達活動が安全上重要な活動（PIA）に関連していることに留意し、業務を遂行し得る十分な能力を有する者を従事させること。

## 5. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし

## 6. 就業場所

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
原子力科学研究所内 トリチウムプロセス研究棟  
住所：茨城県那珂郡東海村大字白方 2-4  
TEL：029-277-6712  
ただし、必要に応じて派遣労働者の自宅等

## 7. 組織単位

六ヶ所フュージョンエネルギー研究所

プランケット研究開発部 トリチウム工学研究グループ

8. 指揮命令者

六ヶ所フュージョンエネルギー研究所

プランケット研究開発部 トリチウム工学研究グループ グループリーダー

9. 派遣期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

10. 業務時間

業務時間 月曜日～金曜日（祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）その他量研が特に指定する日を除く。）

9：00～17：30（休憩時間60分を含む。）

必要に応じ、業務時間外であっても業務を実施する場合がある。

なお、業務時間外の労働の対価は、別途精算払いを行う。

派遣労働者が在宅勤務をする場合には、原則として就業時間外勤務及び出張・外勤を認めない。

11. 派遣先責任者

量研 六ヶ所フュージョンエネルギー研究所

管理部庶務課長

12. 人員 1名

（派遣労働者が不測の事態により業務に従事できず、業務に支障を及ぼすと認められる場合は、代替要員を配置させるなど、量研職員と協議の上、必要な処置を講じること。）

13. 派遣労働者を受注者における無期雇用者若しくは60歳以上の者に限定するか否かの別：

・派遣労働者を「無期雇用派遣労働者、60歳以上の者いずれにも限定しない」

14. 服務等

・一般健康診断については、派遣元が負担すること。

・特殊健康診断（定期）については、量研が負担する。

ただし、実施時期は6月及び12月を予定しており、本仕様書の履行において支障がある場合は要求元と調整の上、履行開始前に派遣元で受診の上履行すること。

・派遣労働者は、食堂、更衣室、駐車場を利用できる。

・在宅勤務において、通信費・水道光熱費その他費用については派遣元又は派遣労働者の負担とする。

15. 提出書類 派遣労働者決定後、下記の書類を提出すること。

(部数：次の提出先に各1部、提出先：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」)

- (1) 労働者派遣事業許可証（写）（契約後）
- (2) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後）
- (3) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）
- (4) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）
- (5) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）

※届出日付又は取得日付を含む。ただし、不要な個人情報は黒塗りとすること。

- (6) その他契約上必要となる書類

※上記（4）の書類には、派遣する労働者の氏名、及び性別の記載を含むこと（派遣する労働者が45歳以上である場合はその旨（60歳以上の場合はその旨）、18歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること。）また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するか否かの別についての記載を含むこと

16. 検査条件

毎月履行完了後、量研職員が、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

17. その他

- (1) 派遣期間終了後、派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通知するものとする。
- (2) 量研の業務の都合により本仕様書に定める業務場所以外（海外含む。）での出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、別途精算払いを行う。
- (3) 受注者は、量研が量子科学技術の研究を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていることを認識し、労働者派遣法を始めとする法令のほか量研の規程等を遵守し安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。
- (4) 受注者は、派遣労働者に欠務が生じるときは直ちに量研に連絡するものとし、速やかに代替要員を派遣すること。
- (5) 受注者は、入札時において派遣労働者が業務開始後遅滞なく日本原子力研究開発機構・原子力科学研究所による放射線作業従事者指定を受けるために有効な放射線教育（就業後量研が実施すべき施設固有の教育を除く。）の受講歴があることを確認するとともに、派遣労働者に業務開始日から起算して6か月以内に特殊健康診断の受診歴があり、その診断結果として派遣労働者の放射線業務の従事が可であることを

確認すること。

- (6) 就業場所が国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所内の核燃料物質使用かつ放射性同位元素使用施設となるため、量研は派遣される労働者の原子力科学研究所への入構許可証を得る必要がある。特に日本国籍を有しない者の入構許可については核セキュリティ及び輸出管理の観点から日本原子力研究開発機構による審査が必要となるため、日本国籍を有しない者を想定している場合は注意すること。
- (7) 派遣労働者は量研が伝染病の疾病（新型インフルエンザ等）に対する対策を目的として行動計画等の対処方針を定めた場合は、これに協力するものとする。
- (8) 自家用自動車又は送迎による通勤が可能なこと。
- (9) 派遣労働者が在宅勤務をする場合、量研の情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティ対策基準その他関連規程に定める内容を遵守すること。  
また、特に次の事項に注意しなければならない。
  - ① 在宅勤務の際に作成した成果物等を、量研外の者が閲覧、コピー等しないよう最大の注意を払うこと。
  - ② ①に定める成果物等は紛失、毀損しないように厳格に取り扱い、確実な方法で保管及び管理すること。

## 18. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

## 19. 協議

本仕様書に記載されている事項及び記載のない事項について疑義が生じた場合は、量研と協議のうえ、その決定に従うものとする。

以上

（要求者）

量研 六ヶ所フュージョンエネルギー研究所  
ブランケット研究開発部  
トリチウム工学研究グループリーダー 磯部 兼嗣